

2018年9月1日

奨学生のしおり

一般財団法人福島育英会は、音楽関係大学に在学中の、学業、人物ともに優秀かつ健康であって、経済的理由によって修学の困難な学生に対し奨学金を支給し、我が国音楽界の発展のために寄与する人材を育成することを目的として設立された法人です。

本会の事業は次のとおりです。

1. 奨学金の支給
2. 奨学生の生活指導

本会の奨学生に採用されたことにもなう手続及び遵守事項について、下記のとおりお知らせします。

1. 奨学生の資格

東京都に居住し、音楽関係大学・短期大学に在学中の学業、人物ともに優秀かつ健康で高い勉学意欲を有し、経済的理由によって修学が困難であって、在籍大学からの推薦を得た者。

2. 奨学金の支給額（月額）

大学生，短期大学生 40,000 円

3. 採用後の手続

以下の書類を本会 Web ページ (<https://fukusima-fnd.or.jp>) からダウンロードし、記入、押印して速やかに本会に提出して下さい。理由なく提出しない時は、採用が取り消されますのでご注意ください。

- (1) 誓約書（自筆，押印のこと）
- (2) 奨学金振込口座連絡票

4. 支給方法

原則として4，7，9，12月の年4回，それぞれ3カ月分を支給します。支給方法は銀行振込みといたします。奨学金の領収書は必要ありません。なお，初年度は12ヶ月分を初年次の12月に支給します。

5. 奨学金の休止・停止

- (1) 休止 休学し、または長期にわたって欠席したとき、
進級制度の学校において留年したとき。
- (2) 停止 学業または性行などの状況により補導上必要があると認めたととき。
- (3) 取消 次の1に該当すると認めたととき
 - ① 身体的障害、疾病などのために成業の見込みがなくなったとき
 - ② 学業成績または操行が不良となったとき
 - ③ 奨学金を必要としない事由が生じたとき
 - ④ 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき
 - ⑤ 在学学校で退学処分等を受け学籍を失ったとき
 - ⑥ 東京都に居住しなくなったとき

6. 異動届け出及び報告の義務

(1) 異動届

- ① 休学・復学・転学または退学したとき
 - ② 停学その他の処分を受けたとき
 - ③ 本人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき
 - ④ 保護者の変更、保護者の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき
- ※ 未成年者の場合、保護者と連署すること

(2) 報告の義務

- ① 成績証明書・・・・・・・・・・毎年4月30日迄に本会に郵送のこと
- ② 学修状況報告書・・・・・・・・・・毎年4月30日迄に本会に郵送のこと
(本会 Web ページからダウンロード可能)

(以 上)